

## 地方創生の推進に向けた連携に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と東京海上日動火災保険株式会社（以下「乙」という。）は、静岡市の地方創生の推進に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、静岡市の喫緊の課題である人口減少を克服し、地方創生の推進を図るため、甲及び乙が有する能力、資産等を活用し、相互に連携して取り組むために必要な事項を定めることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携する。

- (1) 地域の防災・減災活動と市民の安全・安心な暮らしに関すること
- (2) 健康増進、高齢者・障害のある方への支援に関すること
- (3) 地域産業の振興、中小企業の支援、ワーク・ライフ・バランスに関すること
- (4) 中小企業の海外進出支援に関すること
- (5) 観光の振興に関すること
- (6) 子ども・青少年の育成支援、子育て支援に関すること
- (7) 文化・芸術・スポーツの振興に関すること
- (8) 移住・定住の促進に関すること
- (9) その他、地方創生の推進に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を円滑かつ効果的に推進するため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、定期的に協議を行うものとする。

3 乙は第1項各号に定める事項の一部を乙のグループ会社及び代理店に実施させることができる。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密事項について、この協定の有効期間中であると有効期間終了後であることを問わず、第三者に対し開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申出を行わないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

（細則）

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、甲及び乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方署名の上、各自その1通を保有する。

平成28年12月19日

（甲）静岡市長

（乙）東京海上日動火災保険株式会社

執行役員 静岡支店長

田辺信宏

大野博仁